

## 趣旨（第1）

組織委員会が共同実施事業により取得した財産について、大会においては、集中的かつ一時的に取得する必要がある一方で、大会開催時に求められる役割を果たしたことを踏まえ、大会終了後においては、適切かつ速やかに処分を進める必要があることから、財務局の定める基準に基づき、その処分に係る承認手続等を定めるもの

## 負担金相当額の納付を伴わず承認する場合（第3の1（1）～（3））

## (1) 公用等での活用（無償譲渡）（次のアからエまでの全てを満たしている場合）

- ア 補助事業完了後10年未満であっても、円滑かつ速やかに処分を進める必要がある、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合。
- イ 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。
- ウ 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。
- エ 無償による財産処分であること。

## (2) 再生利用（次のア及びイを満たしている場合）

- ア 無償譲渡及び有償譲渡を図った上で、当該手段による処分が困難な場合。  
ただし、当該手段による処分が困難であると知事が認める場合はこの限りではない。
- イ 適切に再生利用した証明書の提出が可能であること。

## (3) 廃棄（次のア及びイを満たしている場合）

- ア 無償譲渡、有償譲渡、再生利用を図った上で、当該手段による処分が困難な場合。  
ただし、当該手段による処分が困難であると知事が認める場合はこの限りではない。
- イ 適切に廃棄した証明書の提出が可能であること。

## 負担金相当額を都に納付する場合（第3の2）

## ○ 有償譲渡

適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する財産の負担金相当額を上限とし、当該財産処分により発生する収益のうちの負担金相当額を納付するものとする。

## 承認が不要となる場合（第2の2）

取得価格又は効用の増加額が単価50万円未満の工作物、機械及び器具／耐用年数を経過した場合 など

\* 国費（パラリンピック経費）が充当されている場合は、上記の承認が不要となる場合を除き、あらかじめ国の承認が必要

共同実施事業により取得した財産の処分承認基準

31 才総総第 号

令和2年 月 日

第1 趣旨

- 1 この基準は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業の経費支払に係る実施協定書」（平成 30 年 3 月 28 日付 29 才総総第 1701 号）及び各年度における「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業の経費支払の実施に係る年度協定書」に基づき東京都が交付した負担金を使用して公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が取得し、又は効用を増加した財産（以下「共同実施事業により取得した財産」という。）について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）においては、集中的かつ一時的に取得する必要がある一方で、東京 2020 大会開催時に求められる役割を果たしたことを踏まえ、東京 2020 大会の終了後においては、適切かつ速やかに処分を進める必要があることから、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号。以下「財務局基準」という。）第 1 の 2 及び 3 に基づき、その処分に係る承認手続等を定めるものである。
- 2 共同実施事業により取得した財産の処分に当たっては、この基準に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）及び財務局基準によるものとする。

第2 財産処分に当たっての知事の承認について

1 知事の承認が必要となる場合

組織委員会が共同実施事業により取得した財産を、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、規則第 24 条の規定により、原則としてあらかじめ知事の承認が必要である。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合の施設等の取壊し又は廃棄（以下「災害等による承認事項」という。）であって、知事への報告があったものについては、上記に関わらず、知事の承認があったものとして取り扱うものとする。

- (1) 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合
- (2) 老朽化等、構造上危険な状態にある場合

2 知事の承認が不要となる場合

- (1) 財産処分を行う財産（以下「処分財産」という。）が規則第 24 条各号に該当しない場合

なお、同条第5号に規定する知事が指定するものについては、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の工作物、機械及び器具で、交付目的達成上特に必要と認められるものとする。

(2) 規則第24条に規定する別に知事が定める期間を経過した場合

なお、当該期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(3) 交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、施設の転用を伴わない場合

この場合については、財産処分には該当せず、協議は不要とする。

### 第3 施設等の財産処分承認基準について

#### 1 負担金相当額の納付を伴わず承認する場合

##### (1) 譲渡

次のアからエまでの全てを満たしている場合

ア 東京2020大会においては、集中的かつ一時的に取得する必要がある一方で、東京2020大会の終了後においては、事業完了後10年未満であっても、円滑かつ速やかに処分を進める必要があり、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

イ 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

ウ 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

エ 無償による財産処分であること。

##### (2) 再生利用

次のア及びイを満たしている場合

ア 第3の1(1)及び第3の2に基づく財産処分を図った上で、当該手段による処分が困難な場合であること。ただし、当該手段による処分が困難であると知事が認める場合は、この限りではない。

イ 適切に再生利用した証明書の提出が可能であること。

##### (3) 取壊し又は廃棄

次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 災害等による承認事項

イ アの取壊しに際して、やむを得ず行う建物以外の工作物等の取壊し又は廃棄

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たしている場合

(ア) 第3の1(1)、第3の2及び第3の1(2)に基づく財産処分を図った上で、当該手段による処分が困難な場合であること。ただし、当該手段による処分が困難であると知事が認める場合は、この限りではない。

(イ) 適切に廃棄した証明書の提出が可能であること。

## 2 負担金相当額を都に納付する場合

この場合における納付額の算出については、原則として、次の計算式によるものとする。ただし、すでに負担金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。また、適正な対価でなされる有償による財産処分については、これによらず、処分財産に対する負担金相当額を上限とし、当該財産処分により発生する収益のうちの負担金相当額を納付するものとする。

なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{納付額} = \text{処分財産の負担金額} - (\text{処分財産の負担金額} / \text{処分財産の制限年数}) \times \text{経過年数}$$

## 第4 事前協議について

東京2020大会の終了後、円滑かつ速やかに処分を進める必要があることから、東京2020大会終了前から事前協議することができるものとする。

## 第5 承認の際の協議について

この基準に基づき承認を行うときは、「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）4(2)チによる処理手続が定められていることを踏まえ、財務局に協議を行うこととする。

## 第6 その他

この基準は令和2年4月1日から適用する。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における  
共同実施事業により取得した財産の処分に係る協定書

東京都を甲とし、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を乙とし、甲乙間において、次の各条項により本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業の経費支払に係る実施協定書」(平成 30 年 3 月 28 日付 29 才総総第 1701 号。以下「実施協定」という。)及び各年度における「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業の経費支払の実施に係る年度協定書」(以下「年度協定」という。)に基づき、甲が交付した負担金を乙が使用して取得した財産について、東京 2020 大会においては、集中的かつ一時的に取得する必要がある一方で、東京 2020 大会開催時に求められる役割を果たしたことを踏まえ、東京 2020 大会の終了後においては、適切かつ速やかに処分を進める必要があることから、「共同実施事業により取得した財産の処分承認基準」(令和 2 年〇月〇日付 31 才総総第〇〇号。以下「承認基準」という。)に基づく東京 2020 大会後の処分に当たり必要な事項を定めることを目的とする。なお、本協定における略語は、特に定めのない限り、実施協定の例による。

(総則)

第2条 乙は、共同実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに共同実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具(以下「処分制限財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定めている耐用年数を経過するまで、甲の承認を受けずに、実施協定第 1 条に定める目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(無償譲渡)

第3条 次の各号の全てを満たす場合、乙は、負担金相当額の納付を伴わずに処分制限財産を無償譲渡することができる。

- (1) 東京 2020 大会においては、集中的かつ一時的に取得する必要がある一方で、東京 2020 大会の終了後においては、円滑かつ速やかに処分を進める必要があり、無償譲渡がやむを得ないと甲が認める場合であること。
- (2) 公用、公共用又は公益目的のための無償譲渡であり、甲の施策の方向性に合致していること。

(3) 無償譲渡後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けると。

(有償譲渡)

第4条 次の計算式による納付額を甲に納付する場合、乙は処分制限財産を有償譲渡することができる。

$$\text{納付額} = \text{処分財産の負担金額} - (\text{処分財産の負担金額} / \text{処分財産の制限年数}) \times \text{経過年数}$$

2 前項にかかわらず、適正な対価でなされる有償譲渡については、処分財産に対する負担金相当額を上限とし、当該有償譲渡により発生する収益のうちの負担金相当額を納付額とするものとする。

(再生利用)

第5条 次の各号をいずれも満たす場合、乙は、負担金相当額の納付を伴わずに処分制限財産を再生利用することができる。

- (1) 乙が第3条に定める無償譲渡及び前条に定める有償譲渡を図った上で、無償譲渡及び有償譲渡による処分が困難な場合であること。ただし、無償譲渡及び有償譲渡による処分が困難であると甲が認める場合は、この限りではない。
- (2) 適切に再生利用した証明書の提出が可能であること。

(廃棄)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、負担金相当額の納付を伴わずに処分制限財産を廃棄することができる。

- (1) 次のア又はイに該当する場合の施設等の取壊し又は廃棄であって、甲への報告があったもの
  - ア 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合
  - イ 老朽化等、構造上危険な状態にある場合
- (2) 前号の取壊しに際して、やむを得ず行う建物以外の工作物等の取壊し又は廃棄
- (3) 次のア及びイをいずれも満たしている場合
  - ア 乙が第3条に定める無償譲渡、第4条に定める有償譲渡及び前条に定める再生利用を図った上で、無償譲渡、有償譲渡及び再生利用による処分が困難な場合であること。ただし、無償譲渡、有償譲渡及び再生利用による処分が困難であると甲が認める場合は、この限りではない。
  - イ 適切に廃棄したこと、又は、廃棄せざるを得ない状態であることを証明する書

面の提出が可能であること。

(財産処分の事前協議)

第7条 乙は、東京2020大会後に適切かつ速やかに処分を進めるため、あらかじめ、処分制限財産に係る処分方法（第3条から前条までに定める各処分方法のうち、いずれによるかを含む。）、処分先等について甲と事前協議しなければならない。

2 乙は、本協定に基づき申請又は報告を予定している財産処分について、次の期日現在の「財産処分計画書」（別記第1号様式）を作成し、翌月末日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 6月末日現在
- (2) 9月末日現在
- (3) 12月末日現在
- (4) 3月末日現在

(承認申請)

第8条 乙は、東京2020大会終了後、「財産処分承認申請書」（別記第2号様式）に関係書類を添えて甲に提出することにより、処分制限財産の処分に係る承認を申請するものとする。「財産処分承認申請書」（別記第2号様式）に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象財産一覧表
- (2) その他、甲が必要と認める書類

(承認決定及び通知)

第9条 甲は、前条の規定による申請があったときは、「財産処分承認申請書」（別記第2号様式）及び関係書類を審査した上で承認の可否を決定（以下「承認決定」という。）し、「財産処分承認通知書」（別記第3号様式）により、その可否を乙に通知するものとする。

2 甲は、適正な財産処分のために必要があると認めるときは、承認決定に条件を付すことができる。

(承認不要な財産処分の報告)

第10条 乙は、甲の承認が不要な財産処分（東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）第6条第2号に掲げる消耗品に準ずるものを除く。）をしたときは、「財産処分報告書」（別記第4号様式）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲の承認が不要な財産処分により収益が発生したときは、負担金相当額を甲に納付しなければならない。この場合における納付額については、第4条の規定を準用するものとする。ただし、甲が、負担金相当額の納付が不要と認める場合はこの限りでは

ない。

(負担金の返還)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて処分財産に対する負担金相当額の一部又は全部の返還を命じる。

- (1) 第4条に規定する有償譲渡を承認するとき。
- (2) 乙が第3条から第6条までによらない処分をしたとき。
- (3) 前条第2項に該当するとき。

(補則)

第12条 その他本協定に定めのない事項については、実施協定、年度協定、承認基準に規定されている事項はそれに従い、これらに定めのない事項は、その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池百合子

東京都中央区晴海一丁目8番11号

乙 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

会長 森喜朗